

戸籍法の改正に関する中間試案

戸籍法の改正に関する中間試案

平成30年5月

法務省民事局民事第一課

(試案前注)

本試案については、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関し、戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）等の見直しが必要な部分について、戸籍法部会としての現時点での検討結果を示すものである。

なお、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に当たっては、基本的に各市区町村の戸籍情報システムが独立しており、市区町村間のネットワーク化はされていないこと、他方、東日本大震災後に法務省において構築した戸籍副本データ管理システムにおいて、電算化された戸籍の副本を管理していることを踏まえ、後記第2のとおり、国において戸籍副本データ管理システムの仕組みを利用して、戸籍情報連携システム（仮称）を構築し、戸籍内の各人について戸籍により得られる情報によって作成される個人単位の情報（戸籍の記載事項のほか、親族関係を明らかにするもの。以下「連携情報」という。）を整備するものとしている。

マイナンバーを活用した他の行政事務との連携については、連携情報のうち、個人を特定する基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を含まない情報であって他の行政事務に対する情報提供に必要なものを中間サーバーに格納し、総務大臣が管理する情報提供ネットワークシステムを用いて、情報提供を行うことを想定している。具体的に、連携情報を活用して戸籍証明書の省略が可能となる行政事務としては、現在、児童扶養手当事務、年金事務及び旅券事務を所管する各省と協議中である。また、情報提供ネットワークシステムでは、個人を特定する基本4情報をやりとりしないことを踏まえ、連携情報のうち、親族関係を明らかにする情報については、親族関係記号（親子関係や夫婦関係を示す記号であって、当該親子間・当該夫婦間でそれぞれ同一の記号）を付し、これらの記号が一致することにより、親子・夫婦であることを確認することとしている。このように、情報提供ネットワークシステムを用いて戸籍情報を提供する情報連携については、以下、本試案において、「ネットワーク連携」という。

他方、戸籍事務内においては、戸籍事務内の番号で連携情報を管理し、戸籍事務担当職員が戸籍情報連携システム（仮称）内の連携情報を参照するなどして事務を行うことを想定している（後記第4、第5）。この戸籍事務内における情報連携については、以下、本試案において、「戸籍事務内連携」という。

戸籍事務内連携についても、ネットワーク連携を行うための戸籍情報連携システム（仮称）を整備することによって可能となるものであって、これらの連携を可能とするための仕組みを導入することを総称して、「戸籍事務へのマイナンバー制度導入」という。

戸籍事務へのマイナンバー制度導入によって、ネットワーク連携においては、連携先の事務では戸籍の証明書の添付が省略できることとなり、国民の利便性が向上するとともに、行政事務も効率化するものといえる。また、戸籍事務内連携においては、届出の際の戸籍の証明書の添付が不要となるだけでなく、市区町村間において電話で戸籍情報を確認したり、公用請求で取得している戸籍の証明書が不要とな

るなど、国民の利便性が向上するとともに、戸籍事務の効率化につながるものといえる。

なお、ネットワーク連携の前提として、どのように戸籍情報とマイナンバーとの紐付けを行うかについては、現在、①本籍地市区町村の求めに応じ、住所地市区町村が本籍地市区町村に対し住民票コードを提供し、②本籍地の市区町村で管理している戸籍の附票に住民票コードを記載した上で、③法務省の求めに応じ、戸籍情報連携システム（仮称）に当該住民票コードを送信することとし、さらに、④法務省が当該住民票コードを用いてマイナンバー制度における情報連携に用いる機関別符号を受信して戸籍情報と結合させる案を基本として、関係府省間で協議がなされている。

戸籍事務に関する制度の見直しについて

第1 電算化を原則とする規定振りへの変更について

紙の戸籍を原則とした規定振りとなっている現行戸籍法について、電算化戸籍を原則とする規定振りとする。全ての市区町村の電算化が完了した場合であっても、改製不適合戸籍（後記第3，2（注2）参照）に係る処理等が残ることが考えられることから、現行の紙戸籍による処理の規定も例外として残すものとする。

第2 法務大臣が連携情報を管理することの根拠規定等の整備について

国（法務大臣）において、戸籍情報連携システム（仮称）を構築するものとする。

法務大臣は、戸籍副本の情報を利用して親族的身分関係情報（連携情報）を調製し、これを管理するものとする。

（注）市区町村長を戸籍事務管掌者とする現行の法第1条の規定は維持するものとする。また、戸籍事務へのマイナンバー制度導入のために、国において連携情報を整備・管理するに至った後も、災害等に備えて戸籍のバックアップ情報を保管する必要があることから、副本は国が保管するものとする。

第3 文字の取扱いについて

1 連携情報で使用する文字

現に各市区町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、同じ文字と異なる文字とを峻別する文字の同定作業を実施し、連携情報に使用する文字として、同定作業により整備された文字（以下「戸籍統一文字」という。）を定めるものとする。

なお、文字の同定作業については、当該分野の専門家の知見を得るため、有識者で構成する会議体を設置し、文字の同定に疑義が生じた文字について、同定の可否を同会議体に諮問するものとする。

2 戸籍正本で使用する文字

市区町村において戸籍統一文字と紐付けできない新たな文字が登録されることを防ぐため、戸籍統一文字及びその文字コードを公表するとともに、戸籍統一文字に紐付けることができる文字の同定基準を確定・公表するものとする。

（注1）今後、新たに戸籍の正本に用いる文字については、字形（デザイン）について特段の制限を設けないが、この同定基準に従って戸籍統一文字と紐付けられた文字を記録するものとする。

（注2）改製不適合戸籍（戸籍の氏又は名の文字が誤字で記載されているため、コンピュータによる取扱いに適合しない戸籍）については、当該戸籍に記載されている者に対し、対応する正字により記載する旨の告知を改めて行

うことにより、戸籍に正字で記載されることを促すものとする。

なお、戸籍に記載されている文字に対する愛着が強い国民に配慮して改製不適合戸籍とした経緯を踏まえ、引き続き対応する正字で戸籍に記載されることを希望しない者に係る戸籍については、以後も改製不適合戸籍として取り扱うこととする。

第4 市区町村における連携情報の参照について

1 届出の受理の審査のための連携情報の参照

市区町村の戸籍事務従事職員は、届出の受理の審査に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報（市区町村が保有する情報と同一の情報）を参照することができるものとする。

（注）原則として、届出人は戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）を届出の際に添付しなくてもよいものとする。

2 連携情報の参照範囲

届出の受理の審査のために確認する戸籍の情報については、審査のため必要な範囲内であれば、特段制限を設けないものとする。

3 不正な情報参照等を防止する方策について

不正な情報参照等を防止するために十分な方策を講ずるものとする。具体的には、個人の戸籍情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとする規定を設けるとともに、漏えい防止義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とする等の規定を設けるものとする。

（注）不正に参照することを防止するための方策としては、例えば、不正参照の可能性のある場合にコンピュータ処理画面に警告メッセージを表示する、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局（以下「管轄法務局等」という。）に通知する、誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残し、管轄法務局等による監査を実施することが考えられる。

また、不正処理が行われる可能性がある一定の場合には、情報参照に当たっては上司等の承認を得ることとするなど、当該事務処理担当者以外の関与を必須とする仕組みを設けることも考えられる。

第5 管轄法務局等における連携情報の参照について

1 市区町村が行う戸籍事務への指導等の事務に必要な連携情報の参照

法務局の戸籍事務従事職員は、市区町村が行う戸籍事務への指導、戸籍訂正の許可等の事務に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照することができるものとする。

2 連携情報の参照範囲

市区町村が行う戸籍事務への指導等のために確認する戸籍情報については、

指導等のために必要な範囲内であれば、特段制限を設けないものとする。

3 不正な情報参照等を防止する方策について

不正な情報参照等を防止するために十分な方策を講ずるものとする。具体的には、個人の戸籍情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとする規定を設けるとともに、漏えい防止義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とする等の規定を設けるものとする。

(注) 不正に参照することを防止するための方策としては、例えば、不正参照の可能性のある場合にコンピュータ処理画面に警告メッセージを表示する、上級庁に通知する、誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残し、上級庁による監査を実施することが考えられる。

また、不正処理が行われる可能性がある一定の場合には、情報参照に当たっては上司等の承認を得ることとするなど、当該事務処理担当者以外の関与を必須とする仕組みを設けることも考えられる。

第6 届書類の電子化、保存について

1 届書類の電子化

届書類（届書、申請書その他の書類）を受理した市区町村において、内容を確認した上で電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信するものとする。この場合の届書類の参照ができる者は、届出事件本人等の本籍地の市区町村の職員及び届出を受理した市区町村の職員に限ることとする。

(注) 戸籍の記載を要しない届書（外国人のみを届出事件の本人とする届書等）については、現行制度において、他の行政機関への送付の対象となっていないこと等から、当面、現行の取扱いを維持することとする。

2 届書の加工制限

届書については、事務の障害とならないよう、届書様式についても一定の見直しを行う。

第7 市区町村及び法務局の調査権について

1 市区町村の調査権について

届出又は申請の処理に当たり必要があると認める場合に、市区町村長が届出人その他の関係者に対して質問又は文書提出の要求をすることができる旨の規定を設けるものとする。

2 法務局の調査権について

市区町村から受理照会を受けた場合その他法第3条第2項の指示等を行うに当たり必要があると認める場合に、管轄法務局等の長が届出人その他の関係者に対して質問又は文書提出の要求をすることができる旨の規定を設けるものとする。

(注) 市区町村及び法務局の調査権は、現在行うことのできる任意調査の範囲に限定されるものとする。縁組意思を始めとする届出人の身分行為意思に

係る民法上の実質的要件の調査については、濫用事例に当る疑いがある場合に限り調査権が発動されるべきことに関して法又は下位規定に何らかの定めを置くことの可否について引き続き検討を行う。

第8 戸籍訂正について

- 1 法第113条及び第114条の戸籍訂正許可手続については、人事訴訟によって戸籍の訂正をすべき事項は対象としないものとする。
- 2 戸籍の記載又は届書類その他の書類から、訂正事由があることが明らかであると認められる場合には、市区町村長は、管轄法務局等の長の許可を得て、職権による戸籍訂正手続を行うことができるものとする。職権による戸籍訂正ができない場合又は職権による戸籍訂正をした事項につき更に訂正を要する場合には、法第113条及び第114条の戸籍訂正許可手続又は確定判決による戸籍訂正手続（法第116条）によりこれを行うものとする。職権による戸籍訂正手続（後記3の市区町村長限りの職権訂正を行う場合を除く。）を〔行う場合にはあらかじめ〕〔行った場合には〕、訂正事由のある戸籍の名欄に記載されている者に対して通知をするものとする。
- 3 市区町村長限りの職権訂正ができる場合があることについて、明文で規定するものとする。その範囲については、訂正事由があることが当該市区町村長において戸籍の記載又は届書類その他の書類から明らかに認めることができる場合であることに加えて、訂正事項が軽微で、かつ、戸籍訂正を行っても身分関係に影響を及ぼさないことを要するものとする。

第9 死亡届出の届出資格者の拡大について

任意後見受任者（家庭裁判所による任意後見監督人が選任される前における任意後見契約の受任者をいう。）について、死亡届の届出資格を付与するものとする。任意後見受任者が死亡届を届け出る時には、任意後見契約の登記事項証明書等を添付させることとする。